

クマ類の  
保護及び管理に関するレポート  
(平成 29 年度版)

2018 (平成 30) 年 3 月

環 境 省



## はじめに

環境省では、2012（平成24）年度よりクマ類の生息状況や被害の現状の確認と対策の評価を行い、保護及び管理に関する基本的な考え方や課題等について整理を行なうことを目的として「クマ類保護及び管理に関する検討会」を設置しました。

2016（平成28）年度には、「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編・平成28年度）（以下「ガイドライン」とします。）」を改訂しましたが、今後も定期的に保護及び管理に関する最新情報を「クマ類の保護及び管理に関するレポート」として取りまとめ、随時ガイドラインの補足を行っていく予定です。ガイドラインは以下の環境省のホームページでご覧になれます。

<http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3.html>

本レポートの構成

- 2016（平成28）年度以降のクマ類の保護・管理をめぐる動き
- 今年度の保護管理レポートのテーマ
- クマ類による人身被害の状況
- 人身被害を防止するためには
- 人身被害の予防と再発防止への取組み～秋田県の事例紹介～

## 2016（平成28）年度以降のクマ類の保護・管理をめぐる動き

2017（平成29）年

3月：特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編・平成28年度）が発行されました。

同月：第12次鳥獣保護管理事業計画の開始に向けて、7府県で第一種特定鳥獣保護計画、10県で第二種特定鳥獣管理計画が改定されました（滋賀県、栃木県、石川県、岐阜県は計画期間中のため未改定）。また、北海道では第二種特定鳥獣管理計画が新たに策定されました。

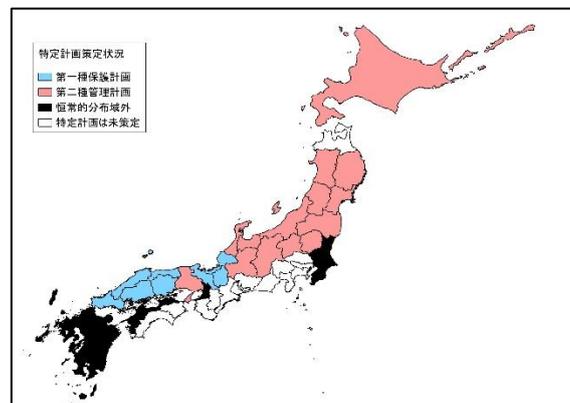


図1 クマ類特定計画の策定状況

## 今年度の保護管理レポートのテーマ

### 「クマ類による人身事故の予防と再発防止のための体制づくり」

クマ類の分布域の拡大やいわゆる大量出沒の発生により、それまでクマ類が目撃されていなかった地域での出沒や農林業作業地域や市街地へ出沒することで、人身事故につながる危険性が懸念されています。そこで、本レポートでは、人身被害を予防し人とクマ類の軋轢を防止するための取組み、また万が一事故が発生した場合に再発防止を行うために必要な体制づくりをテーマとしました。

## クマ類による人身被害の状況

### (1) 人身被害件数の推移

クマ類による人身被害件数は、年度によって大きくばらつきます。特にツキノワグマでは大量出沒年に多くなる傾向があり、人身被害の少ない年では年間 50 件程度、多い年は倍の年間 100 件を上回って発生しています。このうち東北地方では毎年 20 件から 50 件発生しているのに対し、東北地方以外では多い年には 90 件、少ない年には 20 件以下と大量出沒年とそれ以外の年で変動の幅が大きいのが特徴です。ヒグマによる人身被害は多くの年で年間 5 件程度の発生件数です。

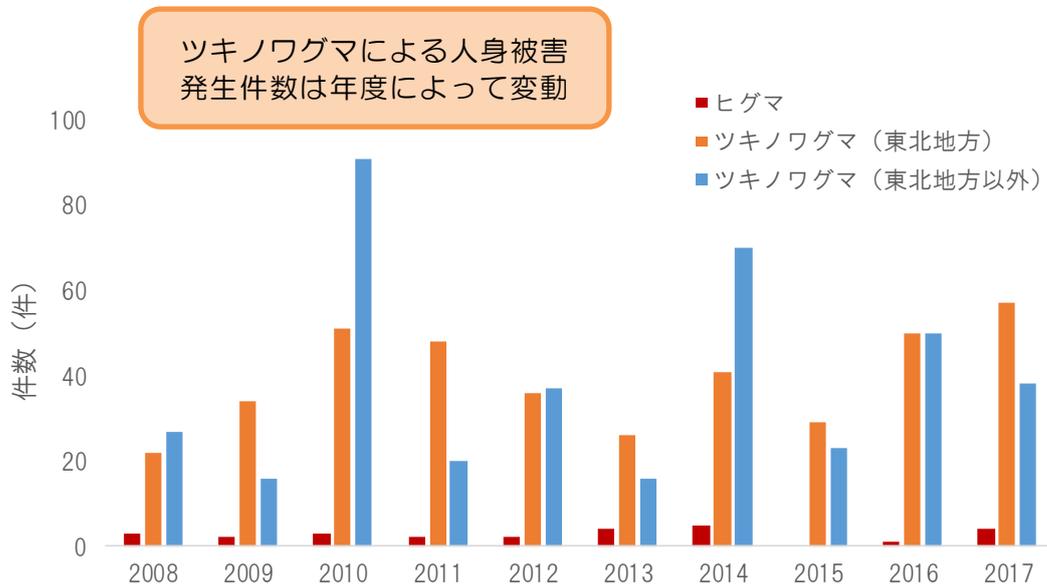


図2 クマ類による人身被害件数  
(環境省 HP より作成 (2017 (平成 29) 年度は 10 月までの速報値))

(2) クマによる人身被害の発生時期と被害発生時の状況

クマ類による月別の人身被害件数は、ヒグマでは春と秋、東北地方のツキノワグマでは春と秋、東北地方以外のツキノワグマでは秋に多い傾向があります。

特定計画によると、人身被害は登山や釣りなどの山林内でのレジャー、山菜取り、キノコ採り等の山林内に人がいる時に最も多く、次いで農林業作業中に多く発生していました。このことから、クマ類の活動期に人が山林に入る場合は特に注意が必要であると同時に、農地周辺に出没する個体に対して十分な対策をとることが重要です。また、近年クマ類の分布域が都市や住宅地周辺にも拡大し、散歩中、自宅付近、帰宅途中などでも被害が発生しているため、それまで目撃がなかった場所でもクマ類が出没する可能性があることを考えて行動することも大切です。

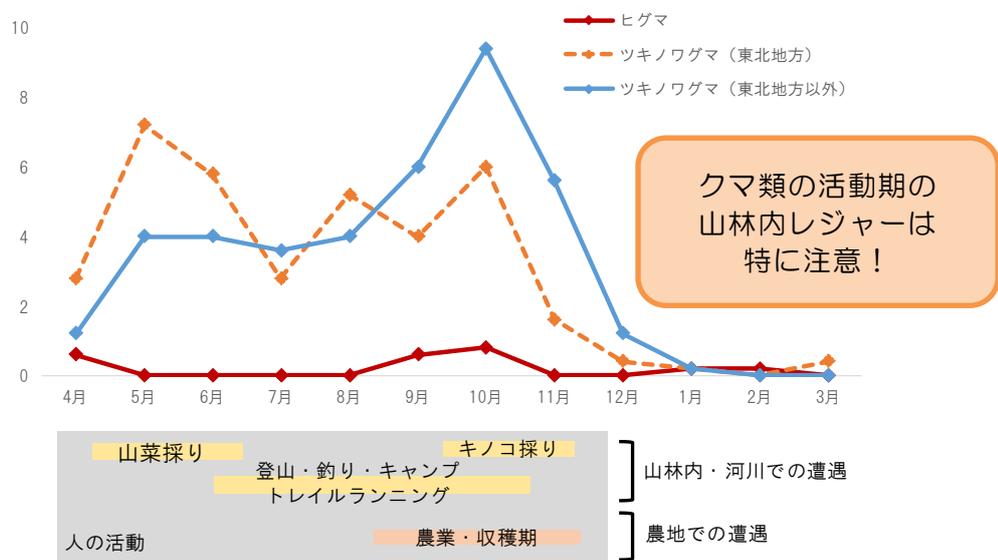


図3 クマ類による月別の平均人身被害件数 (2011～2016年度)  
(環境省 HP より作成)

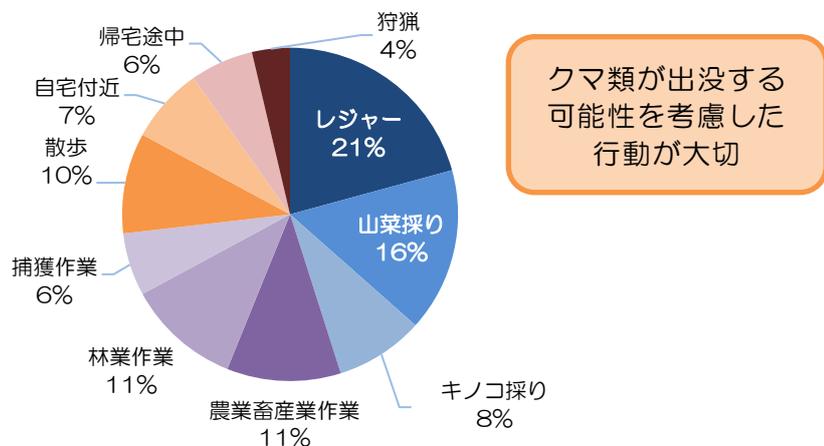


図4 人身被害発生時の状況 (2008～2015年度) (特定計画から抜粋して作成)  
※レジャー：登山、釣り、トレイルランニングなど

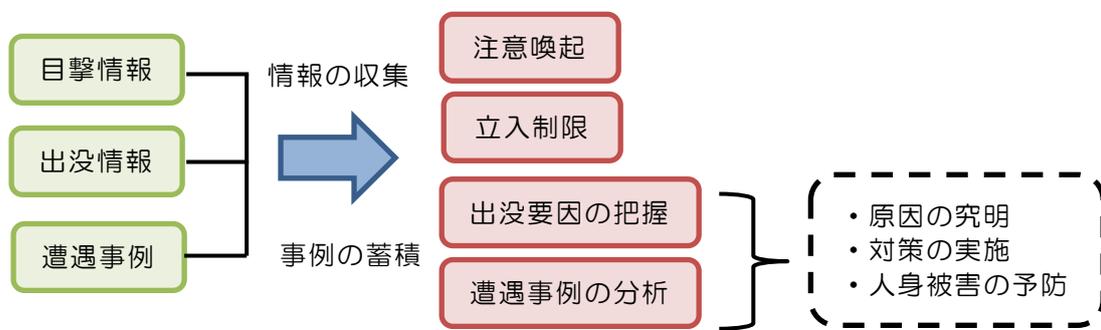
## 人身被害を防止するためには

### (1) 目撃情報や遭遇事例の活用

クマ類は他の獣類に比べて、人身被害が発生した際、重傷や死に至る深刻な被害が危惧されることから、クマ類との遭遇を未然に防止することが重要です。

人身被害を防ぐためには、まずクマ類の目撃や出没の情報、遭遇事例などの情報を収集することが大切です。目撃地点付近では住民等への注意喚起をはじめ、必要に応じて立ち入り規制を行なうことで、クマ類との遭遇を未然に防ぐ必要があります。

また、出没したクマ類の情報を収集し、クマの大きさや親子か単独かなどの個体の特徴、誘引物の有無などの出没要因を把握することや、遭遇した時の人の対応やクマ類の人への反応を分析することは、その後の人身被害対策の実施に役立てることに繋がります。



### (2) ゾーニング（地域区分）管理による人身被害防止の考え方

ガイドラインでは、人身被害の防止にもつながる考え方として、人とクマ類のすみ分けを図るゾーニング管理を推進しています。人の生活圏（排除地域、防除地域）へのクマ類の出没と人身被害を防ぐためには、排除地域や防除地域でのクマ類の誘引物の適切な管理と、緩衝地帯や防除ラインにおいてクマ類が出没しにくい環境をつくるのが欠かせません。

※ゾーニング管理については、ガイドラインの P.35～49 を参照。

[http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/H28\\_kumaguideline.pdf](http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/H28_kumaguideline.pdf)

#### ◆山林内（クマの生息地）における人身被害の防止

対象者：入山者（登山者、観光客、山菜取り等）

内 容：・クマ類と出会わないための方策

- ・出会った際の対処方法の普及啓発
- ・ジュースの空き缶、お弁当の食べ残し等の誘引物の管理の徹底

#### ◆その他地域（人の活動域）における人身被害の防止

対象者：地域住民（住民、農林業などの作業等）

内 容：・放置果樹、廃棄農作物、生ごみ等の誘引物の除去や管理の徹底

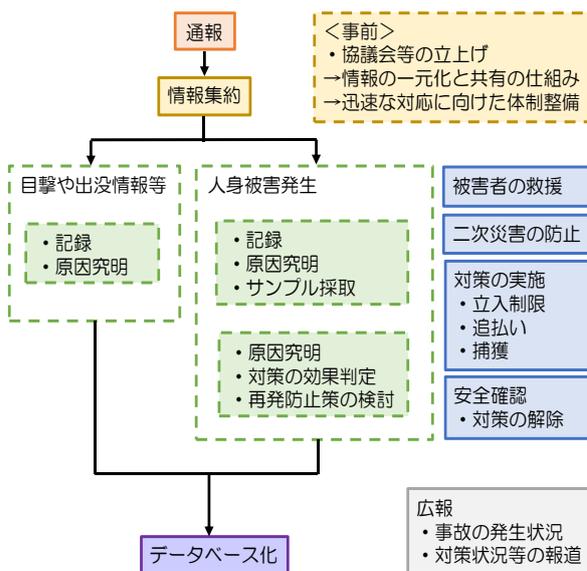
- ・農耕地への電気柵等の設置と管理
- ・侵入や定着防止のための耕作放棄地等の整備や藪の刈払いなど

### (3) 人身被害が発生した際の対応

被害が発生した際に再発の防止に向けた迅速な対応ができるように、連絡協議会の立上げ等の事前の体制整備が重要です。人身被害の再発防止には、被害発生時の状況を把握し、被害発生後の対応（立入制限・注意喚起・捕獲等の対応を実施すべきか）について、事前に整備した役割分担に基づき迅速に対応することが重要です。また加害個体の特定につながるサンプルを可能な限り採取し分析することも重要です。

#### ◆ 人身事故が発生した際に収集すべき情報

- ① 被害発生時の状況—発生日時、発生地点、周囲の環境、クマ類の頭数など—
- ② 被害発生地点周辺の事前のクマ類の出没状況
- ③ 被害者の行動人数と行動の内容
- ④ 被害の状況—遭遇のタイミング、攻撃の内容、攻撃後のクマの行動など—
- ⑤ 被害者のとった行動
- ⑥ 加害したクマ類の状態—被害者に執着するかどうか、傷病個体かどうかなど—
- ⑦ 予防用品の装備の有無（鈴の装着、ラジオ、クマ避けスプレー等）



#### <採取するサンプルの例>

##### ① 加害個体が生存している場合

◆ 毛根部を含む体毛  
→ DNA分析により後日クマが捕獲された際に加害個体かどうか判断が可能です。

##### ② 加害個体が死亡した場合

◆ 体毛、血液、筋繊維など  
→ DNA分析や安定同位体比解析により過去の加害個体との一致や食性異常の判断が可能です。

◆ 胃内容物  
→ 採食物から人慣れ度合いを把握します。

◆ 小臼歯等の歯  
→ 年齢情報が把握できます。

図5 クマ類との遭遇・目撃・被害・人身事故発生時の対応例

※人身被害発生防止及び発生した際の対応の詳細については、ガイドラインのP.52～53に記載しています。

[http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/H28\\_kumaguideline.pdf](http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2c/H28_kumaguideline.pdf)

※クマ類による人身事故についての詳しい情報及び人身事故が発生した際の記録事項等については、以下を参照

日本クマネットワーク（2011）「人里に出没するクマ対策の普及啓発および地域支援事業 人身事故情報のとりまとめに関する報告書」 [http://www.japanbear.org/wp/wp-content/uploads/2011/03/110528jinshinjiko\\_houkokusho.pdf](http://www.japanbear.org/wp/wp-content/uploads/2011/03/110528jinshinjiko_houkokusho.pdf)

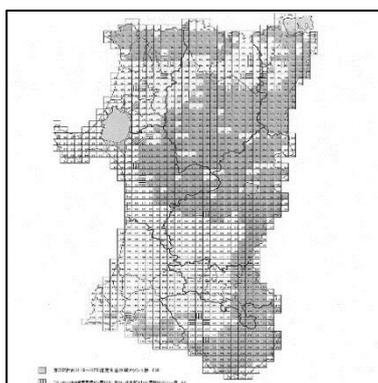
日本クマネットワーク（2016）「鹿角市におけるツキノワグマによる人身事故調査報告書」 [http://www.japanbear.org/wp/wp-content/uploads/2016/12/kadunoshijikohoukokusho\\_v3.8.12\\_161018.pdf](http://www.japanbear.org/wp/wp-content/uploads/2016/12/kadunoshijikohoukokusho_v3.8.12_161018.pdf)

## 人身被害の予防と再発防止への取組み～秋田県の事例紹介～

### ◆秋田県のツキノワグマの現状

秋田県では2017（平成29）年度現在、県内939メッシュ（3km四方）にツキノワグマが恒常的に生息し、定点観察法とカメラトラップ法によると生息数は県内全域で約2,600頭（2,100～3,100頭）と推定されています（2017（平成29）年度からはカメラトラップ調査を実施しており、2019（平成31）年度に県内全域の調査が終了する予定です）。2012（平成24）年度から2016（平成28）年度にかけて、分布域は拡大し、生息数は増加の傾向にあります。

鳥獣による農作物被害のうちツキノワグマによる被害は全体の約5割を占め、被害面積や被害額も増加の傾向を示しています。また、それまで人身被害件数は年間10件以下で推移していましたが、2016（平成28）年度は19件の人身事故が発生し、うち4名が死亡するという大きな社会問題となりました。2015（平成27）年度以降は、それまでと異なり山中よりも人里付近での事故が多くなっています。



#### ＜秋田県のツキノワグマの現状＞

- 生息域：拡大傾向（939メッシュ）
- 生息数：増加傾向（2600頭）
- 農業被害：ツキノワグマによる被害が5割を占め、被害面積と金額も増加傾向
- 出没状況：人里への出没が増加し、人里付近での事故の発生も多くなっている

図6 ツキノワグマ推定生息区域（秋田県第二種特定鳥獣管理計画より引用）

### ◆捕獲状況

ツキノワグマによる被害の増加に伴い、捕獲数も増加の傾向にあります。2012（平成24）～2016（平成28）年度までの5年間で1321頭（うち、2016（平成28）年度は476頭）が捕獲されています。

#### 【課題】

- ・ツキノワグマの分布域が拡大し、人里付近での出没や事故が増加している
- ・2016年度は19件の人身事故のうち7件が同一地域での再発であった
- ・被害の増加に伴い捕獲数が年々増加しているが、被害が減らない
  - 人里への出没の抑制、人身事故の予防対策が必要
  - 人身事故が発生した後の再発防止対策が必要
  - 捕獲以外の対策による被害防止が必要

次ページ以降では課題の対応に向けた取組みを紹介します

## 人身事故の予防と再発防止に向けた取組み

### (1) ツキノワグマ被害防止連絡会議と緊急対策会議

2017（平成 29）年度からクマによる人身事故を予防するために、関係機関からなる「ツキノワグマ被害防止連絡会議」を設置し、前年度の捕獲状況や被害状況、本年度に実施予定の対策の内容について共有することで、被害対策に向けた円滑な連携を進めています。さらに重大な人身被害が発生した場合には、「ツキノワグマ被害緊急対策会議」を開催し、人身被害の再発を防止するために必要な対応策や各機関の役割分担について具体的に取り決め、即時の対策を実施しています。

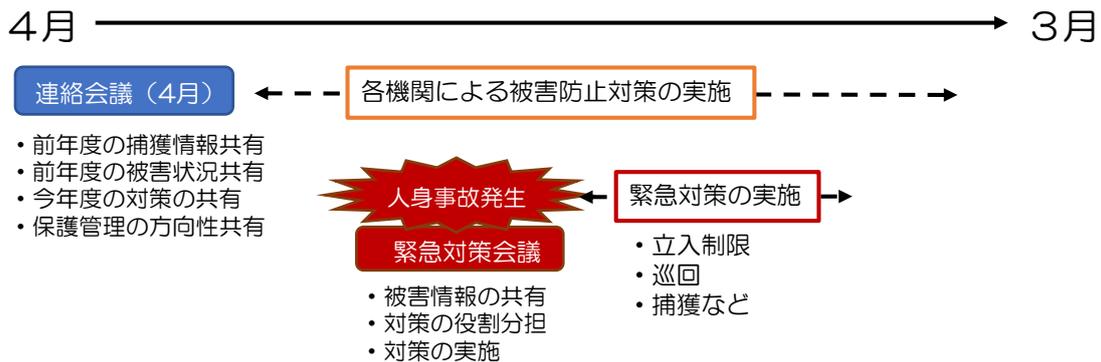
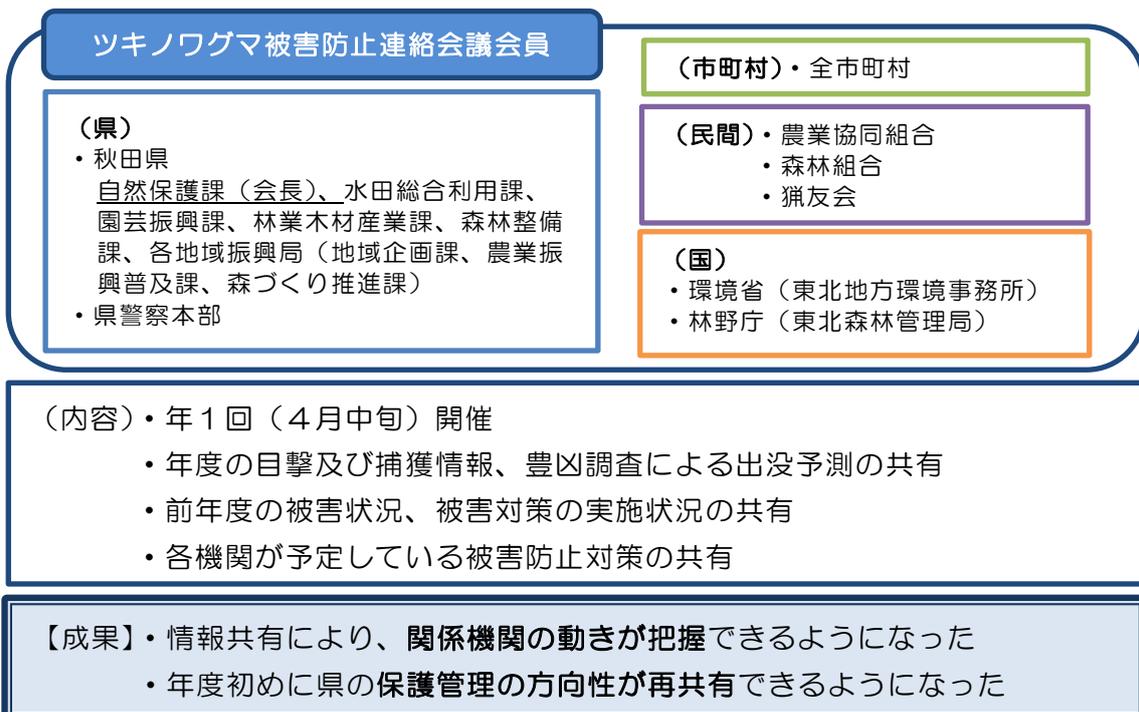


図7 ツキノワグマ被害防止連絡会議と緊急対策会議の開催イメージ

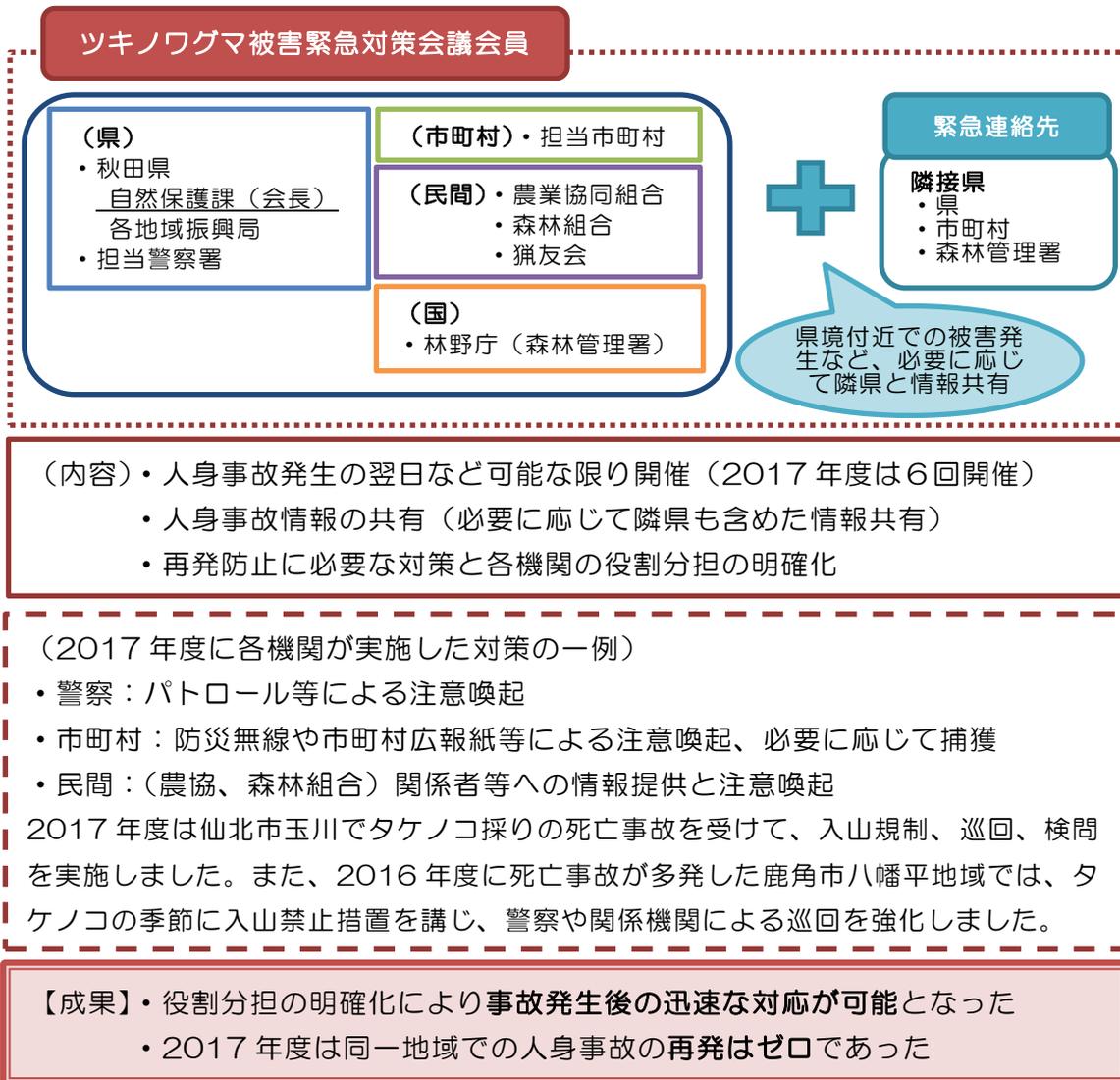
## <ツキノワグマ被害防止連絡会議>

目的：関係機関の情報共有と連携を進め、対策の円滑化と人身事故の予防を図る。



## <ツキノワグマ被害防止緊急対策会議>

目的：人身被害の再発を防止する。



### (2) 目撃情報や捕獲情報の活用

秋田県では、住民への注意喚起を促すために、県内のツキノワグマの目撃情報と捕獲情報を県のHPで公開しています。HPには現在約13万件のアクセスがあり、県民からの意見を取入れながら随時改善を図っています。

### (3) DNA分析によるクマの特定

ツキノワグマの体毛を採取しDNA分析を行なうことで、問題を発生させたクマの特定に役立っています。2017(平成29)年度は出沒と水稻被害を繰り返した個体のDNAを採取し、その後捕獲された個体のDNAと照合することで、問題個体が確実に除去されたことを明らかにしました。問題個体が確実に除去されることは、住民の精神的不安の解消にもつながっています。

## 出没抑制や被害防止に向けた取組み（モデル地域での検証）

秋田県ではこれまでツキノワグマが出没した場合は、捕獲を中心とした対策が実施されてきました。しかし、住民の生活圏周辺の環境にツキノワグマが定着し出没を繰り返している可能性があることから、従来実施されていた捕獲中心の対策から、ツキノワグマが出発しない環境づくりを推進する取組みを進めています。2017（平成29）年度からは、従来から被害が深刻であった鹿角市小平地区をツキノワグマ対策のモデル地域として設定し、被害防止対策の取組みと効果検証を行いました。

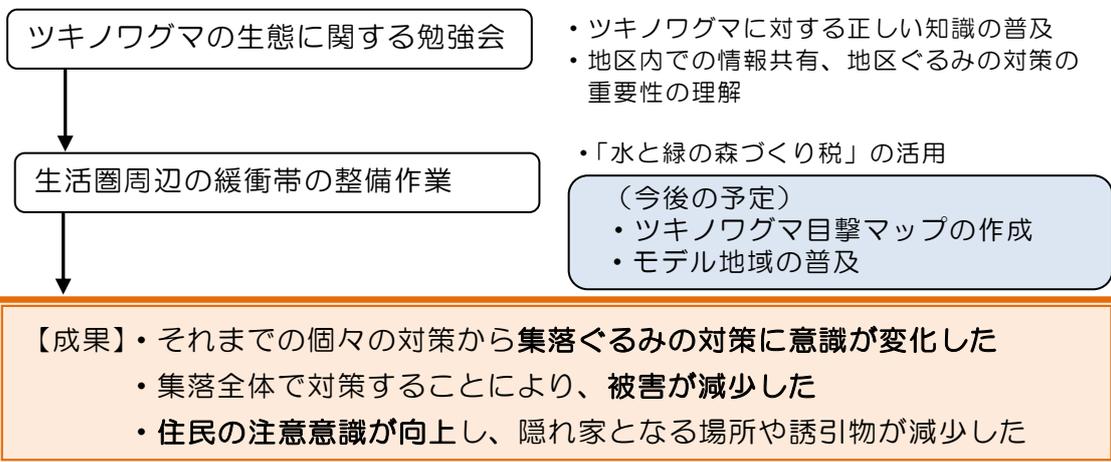


図8 秋田県鹿角市



写真1 モデル地域での緩衝帯整備の様子

### 2017（平成29）年度に実施した主な取組み



### 【秋田県のツキノワグマ保護・管理に関する今後の展望】

秋田県では各機関の情報共有と連携を強化することで、人身事故の再発を防止するための取組みは進んできました。今後は、人身被害の未然防止を目指すために、モデル事業を活かしたツキノワグマが出発しない環境づくりとゾーニング管理の推進を図り、出没個体を人里に定着させない対策技術と体制整備を進めていきます。

クマ類の保護及び管理に関するレポート  
(平成 29 年度版)

2018 (平成 30) 年 3 月

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号  
電話：03(3581)3351 (代表)

業務請負者 一般財団法人 自然環境研究センター  
〒130-8606 東京都墨田区江東橋 3 丁目 3 番 7 号  
電話：03(6659)6310 (代表)

リサイクル適正の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料「A ランク」のみを用いて作製しています。